

様式第2号（第4条関係）

平成27年 6月29日

鳥取県鳥取市瓦町601番地
特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会
理 事 長 乾 和子 様

倉吉市長 石田 耕太郎



倉吉市控除対象特定非営利活動法人指定通知書

平成27年4月13日付けで申出のありました件について、提出された書類等を審査した結果、倉吉市控除対象特定非営利活動法人として適切と認めたため、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号の規定により、倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）において、指定したので、通知します。

記

1 倉吉市税条例に定めた内容

名 称	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
主たる事務所の所在地	鳥取市瓦町601
期 間	平成27年1月1日～平成31年12月31日

連絡先
倉吉市役所
総務部税務課市民税係
電話0858-22-8114